

岐阜市立鷺山小学校PTA規約

(名称及び事務局)

第1条 本会は、岐阜市立鷺山小学校PTAと称し、事務局を岐阜市立鷺山小学校（以下「鷺山小学校」という。）に置く。

(目的)

第2条 本会は、鷺山小学校児童の父母又はこれに代わる者（以下「保護者」という。）と教師とが協力し児童の幸福な成長を図ることを目的とし、次の事項を行う。

- (1) 家庭、学校及び社会における児童の福祉を増進する。
- (2) 学校と家庭並びに地域社会との関係を緊密にし、児童の生活向上のため学校教育に対して聡明な協力をする。
- (3) 会員相互の教養を高め、親睦を図り、家庭や地域社会の民主化を促進するとともに、文化水準の高揚を図る。

(方針)

第3条 本会は、第2条に規定する目的をもつ民主的な団体で、会員相互の和と信頼のうえ、公正明朗でかつ積極的な活動を進める。

- 2 本会は、自主的な運営を実施し、他からの支配や干渉を許容しない。又、学校の管理及び教職員の人事には一切関与しない。

(会員)

第4条 本会の会員は、鷺山小学校の児童の保護者及び学校職員とする。

- 2 会員は、すべて平等の権利と義務を有する。
- 3 会員のほかに本会の趣旨に賛同する者は、執行委員会の承認を得て、本会に入会することができる。これを賛助会員と称し、本会の活動に側面的に協力するものとする。

(会計)

第5条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

- 2 本会の経費は、会費、寄付金、その他で支弁する。
- 3 会費は定額制とし、会員は会費を毎月納入することを原則とする。
- 4 会費の金額については、執行委員会で協議した金額を会員に提示し、総会において会員の承認を得なければならない。
- 5 賛助会員の会費は、年額100円以上とする。
- 6 会員に寄付を求める場合には、総会において会員の承認を得なければならない。

(役員)

第6条 本会の役員は次のとおりとし、任期は1年とする。

- (1) 会長 1名 (保護者)
- (2) 副会長 2名以上 (保護者)
- (3) 母親委員 2名 (保護者)
- (4) 書記 3名 (保護者2名、学校職員1名)
- (5) 会計 3名 (保護者2名、学校職員1名)
- (6) 顧問 2名以内 (保護者又は学校職員)

2 役員を選出は、別に定める岐阜市立鷺山小学校PTA役員選出細則(以下「細則」という。)により行う。

3 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある場合はその職務を代行する。
- (3) 母親委員は、市のPTA連合会に所属し、外部活動をする。
- (4) 書記は、必要帳簿を管理し、各種会合の記録を整理保管するほか本会の庶務を処理する。
- (5) 会計は、本会の経理を司る。
- (6) 顧問は、知識経験を生かし、本会の運営に関して、会長の諮問に答え助言する。

(集会)

第7条 本会の召集する集会は次のとおりとする。

(1) 総会

本会の最高議決機関とし、次の集会を設置する。なお、議決は出席者の多数決によるものとする。

① 5月総会

前年度事業並びに会計報告、会計監査報告と承認、新年度役員紹介、専門委員会委員長の承認、新年度事業案並びに予算審議、その他

② 年度末総会

当該年度事業報告、次年度役員並びに会計監査委員会委員の承認、その他。

なお、年度末総会については、書面をもって総会を開催することができる。

③ 臨時総会

執行委員会が招集を認めた臨時の議案に対する審議

(2) 学級会

学級より選出された学年教育委員、保健体育委員、広報委員、の3委員を中心として学級単位に本会の事業遂行に参画し、概ね次の事項を担当する集会であり、議決機関としない。

① 学級担任教師を囲んでの教育問題の懇談

② 学級会内の連絡調整会運営の責任者は各学年教育委員を中心とした委員とし、原則として年1回以上、学校計画行事と兼ねて開催する。

(委員会)

第8条 本会に設置する委員会の種類及びその構成並びに任務等は次のとおりとする。なお、特に必要がある場合には、これ以外の委員会を設置することができる。

(1) 執行委員会

本会役員、専門委員会の正副委員長で構成し、任務と権限は次のとおりとする。

- ① 委員会は、会長の諮問に応ずる審議機関または多数会員の本会組織を通じた具申、意見の開陳機関として定例的に会議を開くものとする。
- ② 会議は、委員の3分の2の出席を以て成立し、議決は出席者の多数決によるものとする。
- ③ 会長の命によって会の事業の遂行及び事務処理に当たる。なお、緊急かつ必要な事項については先決することができる。ただし、この場合には次期総会において追認を得なければならない。

(2) 専門委員会

別に定める岐阜市立鷺山小学校PTA委員選出規則（以下「規則」という。）により選出された委員長、副委員長、委員で構成され、次のとおりそれぞれ本会の事業を分担運営する。また、各委員会で選出された委員長、副委員長は総会において会員の承認を得るものとする。

なお、鷺山小学校職員は、次の委員会に出席し意見を述べることができる。

① 学年教育委員会

主に学校及び学級における児童の福祉の増進、学校教育に関する協力及び会員相互の親睦のために活動する。また、家庭や地域社会の民主化並びに文化水準の高揚を目指した会員の研修を行う等成人教育に関する活動を行う。なお、委員は学級会運営の責任者となる。

② 保健体育委員会

児童の保健衛生面や学校給食の向上について、物心両面にわたって学校に協力するとともに、家庭や地域社会の保健衛生環境の改善、保健、体育及び給食に関する活動を行う。

③ 広報委員会

機関誌「さぎやま」の企画、編集、発行等会員に対する広報活動を行う。

④ 地域生活委員会

学校と地域の連絡協調、交通安全、子ども会等地区における児童福祉の増進、学校教育に関する協力等の活動を行う。

(3) 選考委員会

選考委員会は、執行委員会をもって構成する。（岐阜市立鷺山小学校PTA規約 第8条参照）

① 選考委員長は、PTA会長をもって充てる。

② 選考副委員長はPTA副会長をもって充てる。

(4) 会計監査委員会

規則に基づき選出された2名の会計監査委員により構成され、本会の会計を監査し、総会において、その結果を会員に報告する。

2 前(1)(2)(3)(4)に規定する各委員会の委員の任期は1年とする。

3 学校職員は、執行委員会及び専門委員会に出席し意見を述べるができる。

(規約改正)

第9条 本規約の改正は、予めその審議のあることを通知し召集された総会において審議され、出席者の3分の2以上の賛同を以て成立する。

(規定外の事項)

第10条 本規約に定めのない事項については、その都度協議して定める。

付 則

本規約は平成10年9月1日より施行する。

本規約は平成12年5月18日より施行する。

本規約は平成15年3月4日より施行する。

本規約は平成18年4月1日より施行する。

本規約は平成19年4月1日より施行する。

本規約は平成20年4月1日より施行する。

本規約は平成22年3月4日より施行する。

本規約は令和2年4月1日より施行する。

岐阜市立鷺山小学校PTA役員選出細則

(役員の種類と目的)

第1条 本細則に規定する役員とは、岐阜市立鷺山小学校PTA規約（以下「規約」という。）に定める会長、副会長、母親委員、書記、会計をいい、本細則は、役員の選出について定める。

(選考委員会の役割)

第2条 選考委員会はあくまで秘密会であって、選考中はもちろん事後においても会の内容の一切を秘密にしなければならない。

(選考方法)

第3条 役員の選考方法は、原則として次のとおりとする。

(1) 役員候補者の推薦と検討

- ① 選考委員会に属する専門委員会の委員長、副委員長は、各委員会において協議を行い、役員の種類に限定することなく自由に候補者を挙げる。
- ② 各委員会の担当役員は、候補者を挙げるにあたり委員長、副委員長に助言を行う。
- ③ 前①の候補者を推薦した各委員長は、選考委員会において候補者の紹介と推薦理由を説明する。
- ④ 選考委員全員で候補者の役員としての人格及び就任許諾の可能性等を十分吟味し検討する。

(2) 会長及び副会長候補者の選出

前(1)の候補者中より選考委員全員の合議により会長及び副会長候補者を選出する。

(3) 母親委員、書記及び会計候補者の選出

前(2)を除く候補者中より、母親委員、書記及び会計候補者を選出する。

なお、学校側から選出される書記及び会計各1名については、学校に一任する。

(4) 役員就任の承諾

選考委員長は、前(2)(3)より選出された各候補者から役員就任の承諾を得る。ただし、前(3)の学校側からの書記及び会計についてはこの限りでない。

(役員決定と再選考)

第4条 選考委員会は、第3条によって選考した候補者氏名を総会等において公表し、役員候補者について会員からの意見がなければ承認されたものとする。なお、異議があり承認が得られない場合には、選考委員会は承認を得られない役員について再選考しなければならない。

(細則改正)

第5条 本細則の改正には、規約第9条を準用する。

(規定外の事項)

第6条 本細則に定めのない事項については、その都度協議して定める。

付 則

本細則は平成12年5月18日より施行する

本細則は平成19年4月1日より施行する

本細則は令和2年4月1日より施行する

岐阜市立鷺山小学校 P T A 委員選出規則

(目的)

第1条 本規則は、岐阜市立鷺山小学校 P T A 規約（以下「規約」という。）第8条(2)専門委員会及び(4)会計監査委員会の委員選出について定める。

(専門委員会委員の選出)

第2条 専門委員会委員の選出については、その数、選出方法及び委員会の構成を原則として次のとおりとする。

(1) 人数

- 学年教育委員会（各学級1名×学級数）
- 保健体育委員会（各学級1名×学級数）
- 広報委員会（各学級1名×学級数）
- 地域生活委員会（子ども会ごとに1～2名）

(2) 選出方法

- ① 学年教育委員会、保健体育委員会、広報委員会、の3委員については、種別によらず不在投票を認める学級全員の総選挙で3名を選出する（1年生は入学式当日選出する。）。
- ② 選ばれた3名は互選によって3委員の所属を決定する。
- ③ 委員長として選出されている者がいる学級は、委員長の所属する委員会以外の委員を選出する。
- ④ 地域生活委員会は子ども会ごとに選出する。

(3) 委員会の構成

- ① 前(2)の方法で選ばれた委員はそれぞれ所属別に会合し、委員長1名、副委員長2名を選出する。
- ② 地域生活委員会の正副委員長については、前(2)④によって選出された委員が各地区に分かれて、それぞれ地区長1名を選出し、それら地区長の互選により委員長1名及び副委員長2名を選出する。また、子ども会ごとに選出された委員は、必要によりその子ども会に連絡員を置くことができる。
- ③ これらの会合は、会長が召集する。

(高学年学級の優先)

第3条 第2条において、学級単位の選挙を行う場合、在校児童が2名以上ある者の委員就任は、原則として高学年学級を優先とする。

(会計監査委員会委員の選出)

第4条 選考委員会は、原則として次の方法により会計監査委員会委員の選出を行う。

- (1) 選考委員会委員（以下「選考委員」という。）の自由推薦により会計監査委員候補者を選出する。
- (2) 選考委員会委員長は、会計監査委員会委員候補者本人の就任承諾を得たうえ、総会において会員の承認を得る。
- (3) 承認が得られない場合は、岐阜市立鷺山小学校PTA役員選出細則第4条の規定に準ずる。

(規定外の事項)

第5条 本規則に定めのない事項については、その都度協議して定める。

付 則

本規則は平成12年5月18日より施行する。

本規則は平成14年3月6日より施行する。

本規則は平成19年4月1日より施行する。

本規則は平成22年3月4日より施行する。

本規則は平成28年3月2日より施行する。

本規則は令和2年4月1日より施行する。

岐阜市立鷺山小学校PTA表彰規定

(目的)

第1条 この規定は、岐阜市立鷺山小学校PTA（以下「PTA」という。）の振興発展と、岐阜市立鷺山小学校（以下「鷺山小学校」という。）における教育発展への貢献に対し表彰することを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象は、次のとおりとする。

- (1) PTA及び鷺山小学校の事業活動に対する貢献
- (2) PTAの使命遂行と教育発展に対する貢献
- (3) その他特に表彰に値する功績又は行為

(被表彰者)

第3条 被表彰者は、第2条規定の表彰の対象を有する個人又は団体とする。

(認定基準)

第4条 被表彰者の認定基準は、次のとおりとする。

- (1) PTA会員の被表彰者の認定基準は、次の①から④の役に対して設けた点数を1年間の点数とし、その個人の当該年度以前の経歴の全合計点数が12点以上とする。
 - ① 役員（会長、副会長、母親委員、書記、会計） 6点
 - ② 会計監査委員会の委員 5点
 - ③ その他の委員会の委員長及び副委員長 4点
 - ④ その他の委員会の委員 1～2点
- (2) PTA会員以外の個人又は団体の被表彰者の選定とその認定は、執行委員会において行う。

(表彰の方法)

第5条 被表彰者氏名を総会において公表し、被表彰者に表彰状を授与、又は感謝状を贈呈する。

(規定外の事項)

第6条 本規定に定めのない事項については、その都度協議して定める。

付 則

本規定は平成12年5月18日より施行する。

本規定は平成28年3月2日より施行する。

本規定は令和2年4月1日より施行する。

P T A慶弔見舞いに関する内規

(慶弔見舞い等)

第1条 岐阜市立鷺山小学校P T Aの弔慰、見舞いその他に関する対応は、原則として別表のとおりとする。

(会長の処理)

第2条 会長は、岐阜市立鷺山小学校校区各種団体の行事について適宜処理することができる。この場合、会長は、執行委員会に事後報告しなければならない。

2 会長は、緊急を要すると認める場合は、自らの判断により処理することができる。この場合、会長は、執行委員会に事後報告しなければならない。

(会員の返礼)

第3条 岐阜市立鷺山小学校P T Aから弔慰、お見舞いその他を受けた岐阜市立鷺山小学校P T A会員は、これに対する返礼はしないものとする。

(内規の改正)

第4条 この内規の改正は、執行委員会において行うものとする。

(規定外の事項)

第5条 この内規に定めた事項以外で必要のある場合は、執行委員会で協議し定める。

付 則

この内規は平成8年2月27日より施行する。

この内規は平成12年5月18日より施行する。

この内規は平成14年2月16日より施行する。

この内規は平成18年12月2日より施行する。

この内規は令和2年4月1日より施行する。

鷺山小学校PTA 慶弔規定

別表

区分	種 別		贈 答	参 列 者 等	その他	
弔	会員（配偶者を含む）が事故又は病気等により死亡した場合	通 夜	金 3,000 円 相当の金品	1.執行部代表 2.学校職員代表 3.学級担任 4.学級委員代表 5.その他有志		
		告別式	金 10,000 円	上記の者のほか学級児童代表が参列する。		
	児童が事故又は病気等により死亡した場合	通 夜	金 3,000 円 相当の金品	1.執行部代表 2.学校職員代表 3.学級担任 4.学級委員代表 5.その他有志		
		告別式	金 10,000 円	上記の者のほか学級児童全員が参列する。		
慰	学校職員及びその家族が事故又は病気等により死亡した場合	学校職員の場合	通 夜	金 3,000 円 相当の金品	1.執行部代表 2.学校職員代表 3.その他有志	
		告別式	金 10,000 円	1.執行部代表 2.学校職員代表 3.学級委員代表（担任の場合） 4.学級児童（担任以外の場合は児童代表） 5.その他有志		
	配偶者・子・実父母の場合	告別式	金 10,000 円	1.執行部代表 2.学校職員代表 3.その他有志		
	関係者が事故又は病気等により死亡した場合	告別式	本内規第 5 条又は第 2 条第 2 項により対応する。			
見舞い	入院 1 ヶ月以上を要する会員（配偶者を含む）の病気又は傷害の場合		金 3,000 円 相当の金品	1.学級委員代表		
	入院 1 ヶ月以上を要する児童の病気又は傷害の場合		金 3,000 円 相当の金品	1.学級委員代表		
	入院 1 ヶ月以上を要する学校職員の病気又は傷害の場合		金 3,000 円 相当の金品	1.学級委員代表（担任の場合） 2.執行部代表（担任以外の場合）		
	関係者の病気又は傷害の場合		本内規第 5 条又は第 2 条第 2 項により対応する。			
お祝い	学校職員の結婚の場合		金 10,000 円 相当の金品			
	学校職員の出産の場合		金 10,000 円 相当の金品			

- 1) 「執行部代表」とは、会長、副会長、母親委員、書記、会計のうちから選任した者とする。
- 2) 「学級委員代表」とは、各学級の学年教育委員、保健体育委員、広報委員、のうちから選任した者とする。
- 3) 「関係者」とは、学校区の著名功労者など地域と協調する場合等の対象者、その他予め記載することが困難である者をいう。
- 4) 金品等の贈答者の名称は「岐阜市立鷺山小学校 PTA」とする。